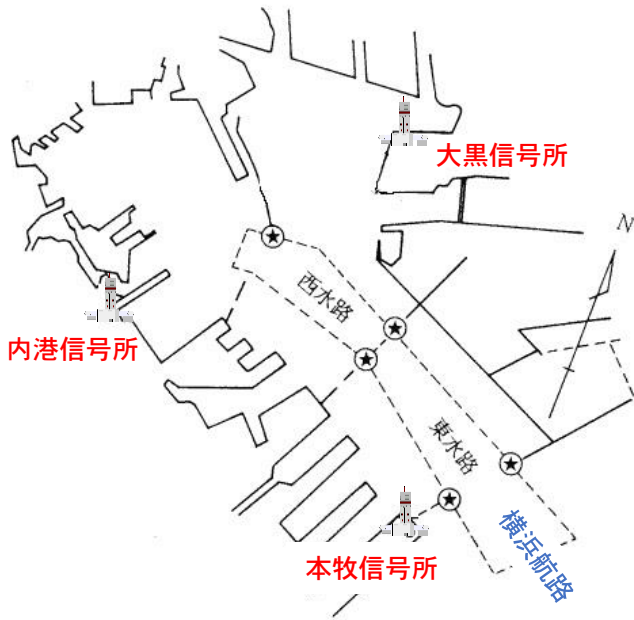


京浜港横浜区の管制信号の種類と意味

管制航路と信号所位置



京浜港横浜区の横浜航路（西水路・東水路）は、港則法に基づき航行管制を行っています。

これら2つの航路を入出航する場合には、東京湾海上交通センターと連絡を取り、信号に従って航行してください。

横浜航路を横切りする船舶は以下に述べる管制の対象となりません。

したがって、X（禁止信号）を除き航路内航行船優先の原則に反しない限り信号にかかわらず横切ることができますが、極力F（自由信号）の間に横切ることとしてください。



東京湾海上交通センターとのVHF無線通信での連絡の際は、「とうきょうマーチス よこはま」を冒頭に冠して通報下さい。

©JCGA

横浜航路 管制信号の意味

信号所名 大黒信号所・内港信号所・本牧信号所

電光文字式

入航信号	I の点滅	<ul style="list-style-type: none"> 入航船は入航可 長さ50m以上（総トン数500トン未満を除く）の船舶は出航禁止
出航信号	O の点滅	<ul style="list-style-type: none"> 出航船は出航可 長さ50m以上（総トン数500トン未満を除く）の船舶は入航禁止
自由信号	F の点滅	<ul style="list-style-type: none"> 長さ160m（油送船にあつては総トン数1,000トン）以上の船舶は、入出航禁止 上記以外の船舶は、入出航自由
禁止信号	X の点灯	<ul style="list-style-type: none"> 港長の指示船以外入出航禁止
切替予告信号	XI の交互点滅	<ul style="list-style-type: none"> 信号はまもなくIの点滅に変わる 信号はまもなくOの点滅に変わる 信号はまもなくFの点滅に変わる
	XO の交互点滅	
	XF の交互点滅	
	X の交互点滅	
		<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行船は、航行可 航路外にある長さ50m以上の船舶は、（総トン数500トン未満の船舶を除く）航路外で航路内航行船の進路を避けて待機
		<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行船は、航行可 航路外にある全船舶は、航路外で航路内航行船の進路を避けて航路外で待機 信号はまもなくXの点灯に変わる